

京都市訓令甲第14号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市統計事務規程の一部を次のように改正する。

平成19年9月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

第2条第2号中「第2条」を「(昭和22年法律第18号)第2条」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室情報統計課)